

令和5年度平戸市農業委員会第7回総会議事録

■開催日時：令和5年10月27日（金）午前9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：2番、10番、18番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中13人出席 欠席委員：4番、9番、10番、14番、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長、浅田事務局次長、寺田班長

植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案 第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第35号 空き家に付属した農地指定について

議案 第36号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第37号 農地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
局長	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和5年度平戸市農業委員会総会第7回」を開会いたします。 総会の開会にあたり、川村会長がご挨拶致します。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、改めまして、おはようございます。本日は、お忙しい中にご出席いただきありがとうございます。 普通期の収穫も終わっていると思います。畜産農家においては、藁の取入れで忙しいと思いますが、先ほど事務局が話しましたとおり、総会終了後に農業経営基盤強化促進法にかかる地域計画策定のための意向調査をするということで、委員の皆様に対し説明をするとのことで、長時間となると思いますが、ご協力をお願いします。 本日は、議案5件を提案しておりますので、慎重なるご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。</p>
事務局	<p>本日は、議席番号2番、10番、18番の農業委員から欠席の届出がっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、4番、9番、10番、14番、18番委員から欠席となっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長をお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、9番委員、13番委員、書記に事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p>

■ 日程 4 会務報告

会 長 次に、日程 4、会務報告について、事務局から報告をいたします。

事務局 それでは、議案書の 1 ページをお開きください。
10 月の会務報告をいたします。(10 月会務報告を報告)
11 月の会務予定を申し上げます。(11 月会務予定を報告)
以上で報告を終わります。

会 長 それでは、11 月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。
11 月の総会を令和 5 年 11 月 29 日(水曜日)午前 9 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同 「異議なし。」

会 長 異議がありませんので、11 月の総会を令和 5 年 11 月 29 日(水曜日)午前 9 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において、開催いたします。

■ 日程 5 議事

会 長 次に、日程 5、議事に入ります。

《議案第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》

会 長 議案第 33 号、この案件については、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、同議案中、番号 1 番から 4 番について、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局 議案書の 2 ページ、3 ページをご覧ください。
3 ページについて説明いたします。
議案第 33 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、5 件あっております。
まずは、番号 1 番から 4 番について説明します。
番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大石脇町字舞田 1038 番 2、他 1 筆で、地目は田で、合計地積が 2,659 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転(売買)となります。
番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、草積町字草積前 597 番 2、地目は田で、地積が 697 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転(贈与)となります。
番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大志々伎町字大又 573 番、他 3 筆で、地目は田・畑で、合計地積が 1,033 m²、農地を継承するための所有権移転(贈与)となります。

事務局	<p>番号4番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町南免字池松365番、地目は畑で、地積が1,486㎡、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>（番号1番から4番について、スライドにより位置、現況写真等について説明）以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明がおわりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言して下さい。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第33号中、番号1番から4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第33号中、番号1番から4番について、原案のとおり決定いたします。</p>
会長	<p>次に、同議案中、番号5番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」の規定に基づき、議席番号15番の退席を求めます。</p>
15番委員	<p>「退席」</p>
会長	<p>それでは、同議案中、番号5番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書3ページ、番号5番についてご説明いたします。</p> <p>申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町山田免字犬場1210番8他9筆、地目は田・畑で、合計地積が9,311㎡、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>（5番について、スライドにより位置、現況写真等について説明）以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第33号中、番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>

会 長	異議なしと認め、議案第 33 号中、番号 5 番について、原案のとおり決定いたします。
会 長	それでは、議席番号 15 番委員の入場を認めます。
15 番委員	「入場」
	《議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 34 号の議題に入ります。 それでは、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 5 ページについて、ご説明いたします。 議案第 34 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明いたします。今回、2 件あっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町御崎字御崎 1413 番他 3 筆、地目は田で、合計地積が 1,298 m ² 、農地種別は第 2 種で、キャンプ場用地とします。契約は賃借権、6 月の総会の折に、農業振興地域除外で審議した内容であります。 番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、古江町字荒崎 1413 番、地目は畑で、地積が 647 m ² 、農地種別は第 2 種で、一般個人住宅用地であります。契約は所有権移転（売買）、令和 5 年 9 月 14 日に追認許可があった案件です。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 34 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし。」
会 長	異議なしと認め、議案第 34 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 35 号 空き家に付属した農地指定について》
会 長	次に、議案第 35 号の議題に入ります。 それでは、事務局からの提案・説明を求めます。

事務局	<p>議案書の6ページ、7ページをご覧ください。 7ページについて説明いたします。 議案第35号、空き家に付属した農地指定について、ご説明いたします。今回、1件あっております。 番号1番、指定を行う農地については、生月町里免字辻2333番1、地目は畑で、地積が1,046㎡となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第35号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第34号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第36号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について》</p>
会長	<p>次に、議案第36号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の8ページから9ページをご覧ください。 議案第36号農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回、1筆あっております。 番号1番、山中町字札の本772番1、畑、203㎡で、昨年10月1日により農地利用状況調査でB分類農地として判断した分についての非農地であります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 36 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 37 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》</p>
会 長	<p>次に議案第 37 号、この案件については、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分、同議案中、整理番号 1 番から 61 番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 10 ページからで、11 ページ以降についてご説明します。</p> <p>議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）中、整理番号 1 番から 61 番について、ご説明いたします。</p> <p>項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、無代寺町字平原 84 番 1、現況地目は田で、1,297 m²、設定する権利の内容については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番から 61 番については、ご一読をお願いいたします。</p> <p>整理番号 1 番から 61 番の合計が、61 件、筆数 195 筆、175,056.61 m²となります。説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
3 番委員	<p>新規の案件ばかりですが、今まで借りていた農地を、農地中間管理機構を通じたものですか。</p>
事務局	<p>ご質問に答えます。整理番号 1 番、2 番は、個別に新規できた案件であります。</p> <p>整理番号 3 番から以降は、獅子地区において、基盤整備を行う予定があり、それに伴って農地中間管理事業を活用して、まとめて集積するものとなります。</p> <p>また、現在、基盤法に基づいた契約が 3 件ありますので、次の総会において、解約を行う予定で、その他は、すべて新規の案件となります。</p>
会 長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員一同	「質疑なし。」

会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 37 号中、整理番号 1 番から 61 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 37 号中、整理番号 1 番から 61 番について、原案のとおり決定いたします。</p>
会 長	<p>次に、同議案中、整理番号 62 番から 69 番を議題とします。</p> <p>この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、農地利用最適化推進委員 6 番の退席を求めます。</p>
6 番委員	「退席」
会 長	<p>それでは、同議案中、整理番号 62 番から 69 番について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書の 21 ページ、22 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 37 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）中、整理番号 62 番から 69 番について、ご説明いたします。</p> <p>整理番号 62 番、農地中間管理機構に賃借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、獅子町字涼松 1688 番、現況地目は田で、面積 819 m²、設定する権利の内容については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 63 番から 69 番については、ご一読をお願いいたします。</p> <p>整理番号 62 番から 69 番の合計が、8 件、筆数 22 筆、17,569 m²となります。説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	「質疑なし。」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第 37 号中、整理番号 62 番から 69 番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 37 号中、整理番号 62 番から 69 番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、農地利用最適化推進委員 6 番の入場を認めます。</p>
6 番委員	「入場」

会 長

■日程6 閉会

以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員一同

「異議なし。」

会 長

異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。

以上をもちまして、令和5年度平戸市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10時30分

議 長

印

議事録署名人

9 番 委 員

印

13 番 委 員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山口隆徳
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸